遊漁船におけるライフジャケット着用義務の拡大

- ①から③は、船室外のすべての乗船者ライフジャケット(国 土交通省認定品)の着用を義務付け。
- 遊漁船(渡船)を利用し、磯等渡し及び磯釣りを行う場合は、 国土交通省の認定品でないライフジャケットでも使用可。

現行

着用義務



海中転落のおそれが ある作業をする場合



12歳未満の小児 (船室外)

努力義務



遊漁船の利用者 (船室外)

着用義務



磯の上の釣り人

改正後

着用義務(認定品)



乗船中は常時着用 (船室外)※



12歳未満の小児 (船室外)※



遊漁船の利用者 (船室外)※ 磯渡し等を除く

※ 荒天時は船室内においても着用

着用義務



磯等渡し及び磯の上 の釣り人